兵庫県のうち 小野市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福岡県のうち 糟屋郡のうち宇美町	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福岡県のうち 糟屋郡のうち須恵町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を、の、を次に加える。

○国土交通省告示第三百二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	中央自動車道西宮線		
道路の区域			
	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	岐阜県安八郡安八町中字不納場六五四番二から同県安八郡安八町中字六反三九二番二まで	前	最大 五六 最小 二六	七一六
		後	最大 三二六 最小 三二	

○国土交通省告示第三百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	東九州自動車道		
道路の区域			
	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	日向市大字平岩字エラノ田六九一二番四から同市東郷町山陰字向ヲ原甲一三番一六先まで	前	最大 一八〇 最小 一〇	一二、九五〇
		後	最大 一二七 最小 一〇	
	宮崎県児湯郡都農町大字川北字境谷二〇八五三番一三八先から同県児湯郡都農町大字川北字湯牟田六〇〇一番五まで	前	最大 一二〇 最小 一〇〇	六、六〇三
		後	最大 一〇一 最小 一〇〇	

○国土交通省告示第三百二十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	四国縦貫自動車道	供用開始の区間	供用開始の期日
	松山市井門町九一五番から同市井門町九〇六番一まで	平成二十六年三月十六日十六時	

○国土交通省告示第三百二十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	東九州自動車道	供用開始の区間	供用開始の期日
	日向市大字財光寺字大谷尻四八五六番一から宮崎県児湯郡都農町大字川北字尾立七九二四番三四まで		平成二十六年三月十六日十五時

○国土交通省告示第三百二十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十四日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	東九州自動車道	供用開始の区間	供用開始の期日
	宮崎市大字富吉字菅ケ迫一九五四番から同市大字富吉字菅ケ迫一九五一番まで		平成二十六年三月十六日十五時